

CUP NOODLE 文字意匠事件

本意匠は、CUP及びNOODLEのローマ字を中間調子の線条で囲むかなり**図案化した字体**で左右に重ね合わさるよう二段に構成して容器の正背面周側中央部に表したものである。

文字であつても模様化が進み言語の伝達手段としての**文字本来の機能を失っている**とみられるものは、模様としてその創作性を認める余地があることはいうまでもない。

本意匠についてみるに、CUP及びNOODLEは、ローマ字を読むための普通の配列方法で配列されており、カップ入りのヌードルを表す**商品名をあたかも商標のように**表示して、これを見る者をしてそのように読み取らせるものであり、かつ読み取ることは十分可能とみられるから、いまだローマ字が模様に変化して**文字本来の機能を失っている**とはいえない。



昭和四八―三五九六三三
出願 昭四六・三・一九
登録 昭四六・九・二五
創作 者 安藤 百福
意匠 権者 池田市美野町七の三四
日清食品株式会社
高槻市大塚町一三の二
代理人 舟橋士 鎌田 嘉之
意匠に係る物品 包装用容器

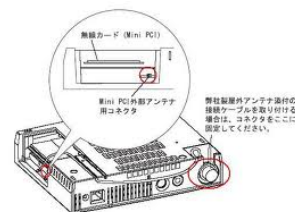
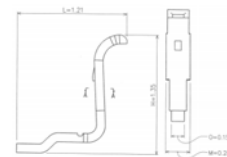
意匠 公 報

220 東京高判S55/3/25 CUP NOODLE事件

コネクター接続端子 拡大視認事件

「意匠に係る物品の取引、に際して、当該物品の形状等を**肉眼によって観察することが通常である場合**には、肉眼によって認識することのできない形状等は、『視覚を通じて美感を起こさせるもの』に当たらず、意匠登録を受けることができないというべきである。

しかし、**意匠に係る物品の取引に際して、現物又はサンプル品を拡大鏡等により観察する、拡大写真や拡大図をカタログ、仕様書等に掲載するなどの方法によって、当該物品の形状等を拡大して観察することが通常である場合には、当該物品の形状等は、肉眼によって認識することができないとしても『視覚を通じて美感を起こさせるもの』に当たると解するのが相当である**」



220 知財高判H18/3/31 コネクター接続端子事件

化粧用パフ 部分意匠事件

意匠の類否は、一般需要者を基準とし、登録意匠と類似の美感を生じさせ、両意匠に混同を生じさせるおそれがあるか否かによって決すべきものであることにかんがみると、意匠に係る物品の類否も、一般需要者を基準とし、両物品が同一又は類似の用途、機能を有すると解される結果、両物品間に混同を生じさせるおそれがあるか否かという観点からこれを決すべきものと解される

「楕円形の薄板状の本体の片面に、若干の幅の周縁部を除き、根元から先端に向かってやや小径となる突起を多数設けて構成されるブラシ部」を有している点を共通にする以上、両意匠の形態は類似する

イ号物品に化粧の汚れを落とす機能と、マッサージ機能を認定するとともに、本件意匠の化粧用パフについても、単に白粉の塗布機能のみならず、洗顔や、化粧落とし機能があり、両者は類似物品である

